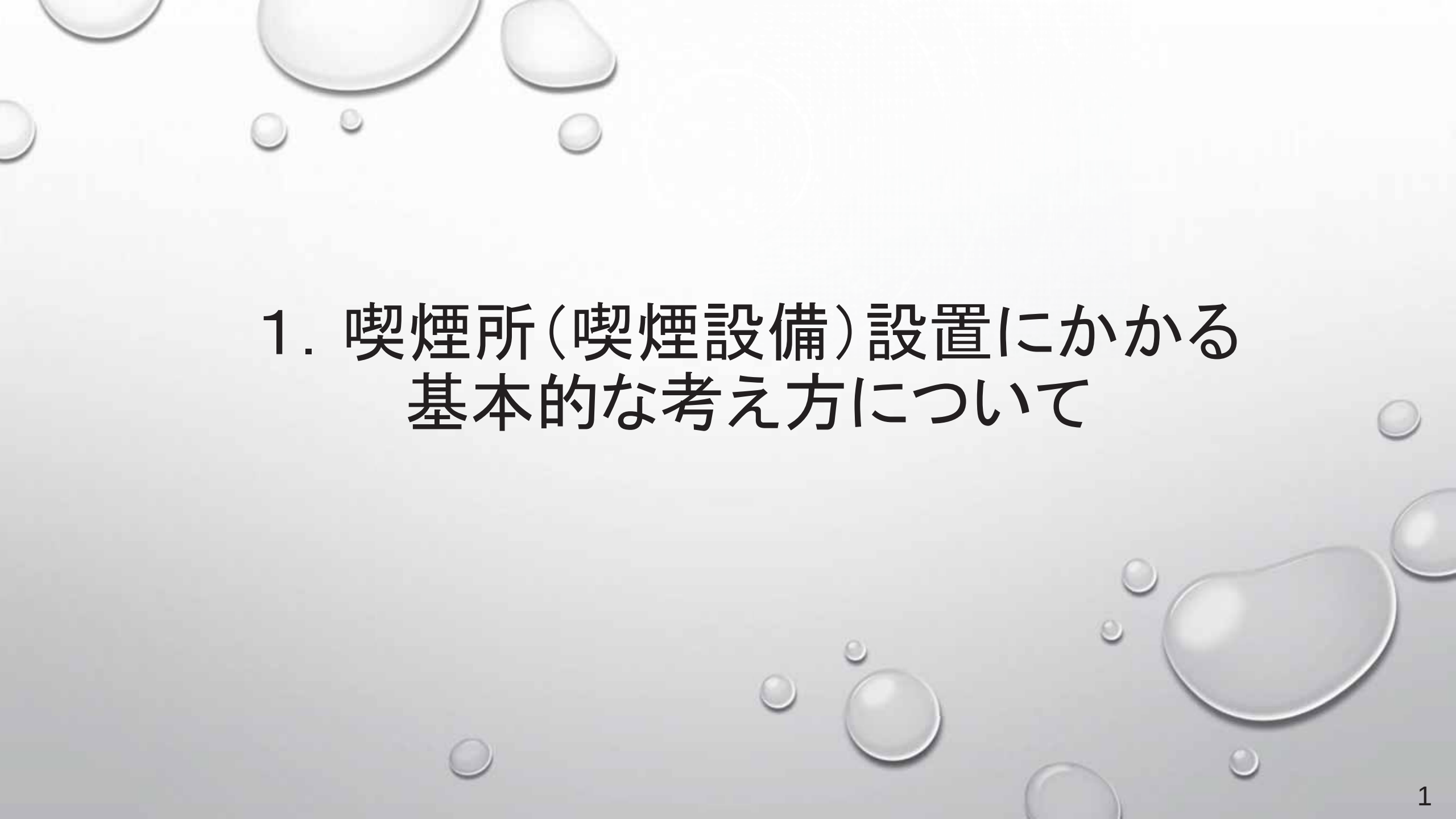


喫煙所（喫煙設備）について

令和4年8月3日

大阪市環境局

The background of the slide is a light gray gradient with several realistic water droplets of various sizes scattered across it. Some droplets are in the top left, some in the bottom right, and others in the center. They have highlights and shadows, giving them a 3D appearance.

1. 喫煙所（喫煙設備）設置にかかる 基本的な考え方について

1.1. 喫煙場所の確保について

- 市内全域における路上喫煙禁止の実効性の確保については、喫煙される方々のご理解とご協力にかかっており、喫煙をめぐる社会状況の変化や望まない受動喫煙防止の観点から、喫煙者と非喫煙者が共存できる分煙環境の整備のため、既存の喫煙場所に加えて、新たな喫煙場所の確保が必要と考える。
- 喫煙場所の確保については、用地の確保など、市による設置だけでは市内全域の分煙環境を整えることは非常に難しいため、助成制度を創設し、民間の施設や管理地においても、誰もが利用できる喫煙場所の確保も進めていく。
- 喫煙場所の確保に向けて、公園、広場などの公共スペースの管理者や鉄道事業者にもご協力いただくなど、官民あげて取り組みを進めていく。

1.2. 喫煙所(喫煙設備)の整備について

- ・2025年1月を目途に全市域の路上喫煙禁止に取り組むため、それまでの期間で重点的に喫煙所の整備を進めていく。
- ・具体的には、喫煙所整備に係る指針を策定し、区と連携を密にしながら、乗降客数の多い鉄道駅、事業所や飲食店などが密集する地域、さらには地域における路上喫煙の状況や用地確保の状況なども勘案しながら、喫煙所設置場所の検討を進める。(別紙:参考資料)
- ・喫煙設備については、効果的な啓発機能、PR機能を有することが求められるため、すべての行政区に整備を行っていく。
- ・設置場所の決定については、地域の実情を把握している区長の意見を尊重して総合的に設置判断を行う。

2. 喫煙所の整備にかかる指針(案)

2.1. 喫煙所整備にかかる指針の考え方

- 整備する喫煙所については、健康増進法や厚生労働省の「屋外分煙施設の技術的留意事項」に準拠した、周辺を通行する人にも十分に配慮がなされたものとし、設置する場所に応じて、整備内容(①屋内喫煙所、②閉鎖型喫煙所、③開放型喫煙所)を検討する。
- 喫煙所整備や設置場所の確保については、整備方針や要件等を取りまとめた、「大阪市指定喫煙所整備に係る指針」を策定する。
- 「大阪市指定喫煙所整備に係る指針」については、民間への助成も含めて、大阪市が指定する喫煙所について、①屋内喫煙所、②閉鎖型喫煙所、③開放型喫煙所の種類に応じて各要件を定める。

2.2. 大阪市指定喫煙所整備にかかる指針について

・目的

市民等の安全、安心及び快適な生活環境の確保を目的として、大阪市指定喫煙所整備にかかる指針を策定し、本市自らが喫煙所を整備するとともに、要件を満たす民間の所有する喫煙所を指定喫煙所に指定する。

・整備方針

- ・民間が新たに喫煙所を整備するにあたり、指針に適合すると判断した場合、整備費等を助成し、整備した喫煙所を指定喫煙所として指定する。
- ・既に民間により整備されている喫煙所は、申し出があり、指針に適合すれば指定喫煙所として指定する。
- ・本市が設置する喫煙所は、本指針に定める要件に加え、「喫煙所設置基準」に定める要件を満たすものとする。

2.3. 指定する喫煙所の要件について

① 屋内喫煙所

形態：建物内にあるもの

設置場所：道路等に面する建物に設置し、直接出入りでき、喫煙所の全部または一部を建物の1階に設置するもの。(ただし、建物の入口等に喫煙所であることや、喫煙所までのルートが明確に示されている場合は、この限りではない。)

構造：①出入口に扉等が設けられており、壁・天井等によって区画されていること。

②出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること。

③屋外に通じる給排気設備が備えられていること。

④排気口は、人通りの少ない場所に向いていること。

その他：健康増進法(平成14年法律第103号)に則したものとすること。

2.4. 指定する喫煙所の要件について

② 閉鎖型喫煙所

形態：屋根と壁で完全に囲まれているもの

設置場所：①道路等公共の場所から容易に利用できる場所であること。

②市民等の通行の支障にならない場所であること。

構造：①出入口に扉等が設けられていること。

②屋外に通じる給排気設備が備えられていること。

③排気口は天井近くの高い場所にあり、人通りの少ない場所に向いていること。

④給気口は排気口の反対側に設置されていること。

その他：「屋外分煙施設の技術的留意事項」(平成30年11月9日付け健発1109第6号
厚生労働省健康局長通知)に準ずること。

2.5. 指定する喫煙所の要件について

③ 開放型喫煙所

形態： 囲いだけの構造など、屋根や壁で完全に囲われていないもの。

設置場所： ①道路等を通行する者から離れた場所であること。

②望まない受動喫煙を防ぐため、周辺環境への影響に配慮した場所であること。

構造： ①方向転換のためのクランクがあること(2回以上が望ましい)。

②壁などで喫煙場所が区切られ、たばこの煙が人通りの多い方に流れないように配慮されていること。

③壁については、一定の高さ(2～3メートル程度)があること。

④四方の壁の下部に、給気用の隙間(10～20センチメートル)があること。

⑤天井の一部を囲う場合は、天井に勾配を付け、壁と天井の間に人通りの少ない方に向けた排気用の開口面があること。

その他：「屋外分煙施設の技術的留意事項」(平成30年11月9日付け健発1109第6号厚生労働省健康局長通知)に準ずること。

2.6. その他の指定要件について

● 指定にあたっては、以下の要件についても検討する。

- ・一般に開放し、無料で利用できること
- ・概ね1日8時間以上かつ週5日以上運営すること
- ・床面積が5㎡以上で、収容人員が4名以上であること
- ・近隣住民等から理解を得られていること
- ・市が公衆喫煙所として周知することに同意すること
- ・清掃等を行い、適切な管理を実施すること
- ・法令に抵触せず、公序良俗に反しない運営形態のものであること

3. 公設喫煙所設置基準(案)

3.1. 公設喫煙所設置基準について

・目的

- 本市が新たに設置する指定喫煙所については、設置場所の考え方や整備内容の判断基準等を取りまとめ、「喫煙所設置基準」として定め、効率的・効果的な整備をめざす。

・設置基準

本市が設置する喫煙所は、閉鎖型喫煙所を基本とする。

ただし、周囲に迷惑や危険を及ぼすおそれがない場合には、開放型喫煙所の設置も可能とする。
設置に際しては、効果的な啓発機能・PR効果にも配慮するものとする。

・設置場所

喫煙所は、「乗降客数の多い駅周辺」、「人流・回遊性の多い地域」など、喫煙所がないことで、望まない受動喫煙をはじめ、市民等の安心、安全及び快適な生活環境や、ポイ捨て等によるまちの美化が損なわれるおそれがある地域に設置するものとする。

（具体例）鉄道駅周辺、事業所や飲食店などが密集する地域 など

4. 民間喫煙所整備費等の助成(案)

4.1. 民間喫煙所整備費等の助成について

・助成制度

喫煙所の設置については、市による設置だけでは用地の確保などにも限りがあり、市内全域で分煙環境を整えることは非常に難しい。

一方、他都市においては、誰もが利用できる喫煙所設置に関して助成制度を設けていたり、健康増進法の施行に伴い、喫煙場所の提供に合わせ、自動販売機やデジタル広告により収益を得るビジネスモデルも見られることから、本市においても、市による設置に加えて、民間の施設や管理地において、誰もが利用できる喫煙所設置を促す助成制度を創設する。

・助成対象

・一般の方が自由に利用できる屋内及び屋外の喫煙所

「大阪市指定喫煙所整備に係る指針」に基づき、新たに設置し、大阪市の指定を受ける施設。

・助成内容

・喫煙所設置費用および維持管理費用

4.2. 参考(再掲): 他都市における喫煙所設置等にかかる助成制度助成について

			東京都											政令市	
			千代田区	渋谷区	港区	世田谷区	豊島区	新宿区	文京区	台東区	中央区	大田区	杉並区	北区	名古屋市
制定年月			H21.7	R2.7.1	H25.4	H30.4	R4.4	R1.9	H29.4	R4.4	R2.4	H31.4	R2.4.1	R2.11	R2.9
助成対象	屋外	コンテナ型	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○
		パーティション型	—	—	—	○	○	○	—	—	—	○	○	—	○
	屋内		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
助成内容	設置	上限額(円)	700万	300万	コ 1000万 屋内400～1000万※	300万	400万	コ 1000万 コパ 600万	400万	500万	1000万	コ 1000万 コパ 600万	400万	400万	300万
		助成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
		継続期間(年)	5	5	5	5	5	コ 5 コパ 10	5	5	5	5	5	5	5
	維持管理	上限額(円)	2 6 4 万/年	10万/月	144万/年 (72万/年) *	—	—	—	60万/年	90万/年	120万/年	60万/年	—	60万/年	—
		助成率	賃料100% その他80%	100%	100%	—	—	—	100%	100%	100%	50%	—	100%	—
		継続期間(年)	設置期間内	設置期間内	10	—	—	—	5	5	設置期間内	3	—	5	—
	継続期間後の更新	上限額(円)	300万	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		助成率	100%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
助成件数			58	1	37	15	0	5	4	0	8	2	1	2	7
路上喫煙禁止の状況		禁煙区域の範囲	指定地区(全域)	全域	全域	全域	全域	全域(道路のみ)	全域	朝7時～9時全域禁止 歩行喫煙は全域禁止	たばこルールで禁止 歩行喫煙は全域禁止	指定地区(全域努力義務)	指定地区(全域努力義務)	指定地区歩行喫煙は全面禁止	指定地区(全域努力義務)
		過料等	2000円	2000円	なし	なし	なし	なし	氏名公表	なし	氏名公表	適応なし	2000円	指定地区適応なし	2000円

4.3. 参考：民間喫煙所（助成制度活用事例）



東京都港区新橋



東京都中央区西銀座

4.4. 参考：民間喫煙所（助成制度活用事例）



東京都千代田区東神田



東京都千代田区外神田（秋葉原高架下）

4.5. 参考：民間喫煙所（助成制度活用事例）



東京都千代田区神田



東京都千代田区飯田橋

4.6. 参考：民間喫煙所（助成制度活用事例）



東京都千代田区秋葉原



東京都港区赤坂

鉄道駅の行政区別乗車人員

参考資料 1

	北		都島		福島		此花		中央		西		港		大正		天王寺		浪速		西淀川		淀川		東淀川		東成		生野		旭		城東		鶴見		阿倍野		住之江		住吉		東住吉		平野		西成		合計			
乗降客数計	1,933,351		197,224		126,893		116,443		2,005,516		212,652		117,767		37,107		612,851		175,168		40,998		445,267		104,835		81,527		253,679		63,808		224,897		45,781		171,328		148,657		112,478		59,046		94,373		249,512		7,631,158			
駅数	20		6		9		7		24		8		4		2		9		11		5		10		11		4		7		7		10		3		7		12		11		9		7		12		215			
Osaka メトロ	中津	41,688	都島	34,896	野田阪神	27,287		淀屋橋	232,731	肥後橋	75,628	大阪港	21,960	大正	11,750	天王寺	264,481	大国町	32,655			東三国	36,698	井高野	7,268	今里	23,001	鶴橋	28,141	太子橋今市	12,938	瑞生四丁目	17,618	横堤	18,092	昭和町	24,311	北加賀屋	25,074	長居	33,709	田辺	9,608	平野	22,812	動物園前	31,291					
	梅田	442,297	野江内代	10,910	玉川	10,783		本町	219,137	九条	23,859	朝潮橋	21,174			谷町九丁目	73,499	桜川	15,917			新大阪	152,249	瑞光四丁目	9,461	新深江	12,832	小路	8,580	千林大宮	15,927	今福鶴見	22,075	鶴見緑地	10,635	西田辺	24,121	住之江公園	31,046	あびこ	35,710	駒川中野	17,631	喜連瓜破	22,925	花園町	17,280					
	天神橋筋六丁目	39,545	京橋	35,292				心斎橋・四ツ橋	187,358	阿波座	49,053	弁天町	40,144			四天王寺前 夕陽ヶ丘	25,721	恵美須町	21,496			西中島南方	66,694	だいどう豊里	9,771	緑橋	22,700	北翼	13,868	清水	5,767	新森古市	7,221		阿倍野	18,287	コスモスクエア	26,650			出戸	15,771	岸里	16,849								
	中崎町	15,170						なんば	362,913	西長堀	25,856					玉造	14,698									深江橋	22,994	南翼	11,579	関目高殿	15,253	関目成育	6,457		文の里	10,191	トレードセンター前	13,068			長原	11,032	玉出	20,243								
	東梅田	167,712						天満橋	88,285	ドーム前千代崎	12,015																					鳴野	10,047					中ふ頭	6,409			天下茶屋	74,032									
	南森町	82,999						谷町四丁目	92,434	西大橋	14,475																										ポートタウン西	8,914														
	西梅田	118,272						谷町六丁目	33,034																														ポートタウン東	13,656												
	扇町	16,728						森ノ宮	33,473																															フェリーターミナル	3,849											
								北浜	70,905																																	南港東	4,026									
								堺筋本町	112,553																																	南港口	4,790									
							日本橋	78,371																																		平林	4,968									
							長堀橋	52,814																																												
							松屋町	10,115																																												
							大國ビジネスパーク	14,384																																												
駅数	8		3		2				15		6		3		1		4		3				3		3		4		4		4		5		2		4		11		2		2		4		5		98			
J R	大阪	422,685	桜ノ宮	17,550	福島	30,106	西九条	31,176	森ノ宮	24,962		弁天町	34,489	大正	25,357	寺田町	17,318	芦原橋	6,051	御幣島	13,547	新大阪	69,089	東淀川	7,902		鶴橋	97,952	城北公園通	4,079	京橋	131,370	放出	17,054	美章園	5,265		長居	5,418	東部市場前	7,988	平野	10,848									
	天満	26,377	大阪城北詰	5,484	野田	12,565	安治川口	13,107	大阪城公園	13,531						桃谷	18,140	新今宮	66,288					塚本	19,027	J R 淡路	6,487					鳴野	11,062				我孫子町	6,149	南田辺	4,317	加美	8,534										
	大阪天満宮	25,221			新福島	10,430	エニバ - 新大塚	29,996								玉造	17,006	J R 難波	23,944				加島	9,314							J R 野江	4,217				杉本町	9,156	鶴ヶ丘	4,454	新加美	2,451											
	北新地	50,397			海老江	11,960	桜島	13,894								天王寺	146,163	今宮	4,750																																	
駅数	4		2		4		4		2				1		1		4		4		1		3		2				1		1		3		1		1				3		3		3				48			
阪急	大阪梅田	305,558																					十三	41,209	崇禅寺	3,696																										
	中津	5,914																					神崎川	11,995	淡路	17,466																										
	天神橋筋六丁目	72,809																					三国	15,737	上新庄	27,171																										
																							南方	23,255	相川	9,421																										
																								柴島	1,863																											
																								下新庄	4,329																											
駅数	3																						4		6																								13			
阪神	大阪梅田	86,044			福島	5,072	西九条	19,146	大阪難波	16,337	ドーム前	4,737				桜川	2,845	姫島	7,045																																	
					野田	16,047	千鳥橋	4,833										千船	8,496																																	
					淀川	2,643	伝法	4,291										福	6,555																																	
																		出来島	5,355																																	
駅数	1				3		3		1		2						1		4																																15	
京阪	中之島	5,070	京橋	93,092				淀屋橋	61,542																			森小路	5,323	野江	6,830																					
	渡辺橋	5,104						北浜	18,689																			千林	4,521	関目	8,000																					
	大江橋	2,490						天満橋	30,063																																											
	なにわ橋	1,271																																																		
駅数	4		1						3																				2		2																		12			
近鉄								大阪難波	101,743																		鶴橋	87,754							大阪阿部野橋	87,726				北田辺	2,497											
								近鉄日本橋	23,470																		今里	5,805								河堀口	1,427				今川	2,433										
駅数									2								1																		2								4						11			
南海							なんば	126,672									今宮戎	782																																		
																	汐見橋	329																																		
																	芦原町	111																																		
																													</																							

※ 大阪市統計書2020年度版をもとに作成（Osakaメトロは令和元年11月12日の乗降人員、J R・私鉄各社は令和元年度平均の乗車人員）

- ・大阪メトロ四ツ橋線 本町駅は西区にあるが、御堂筋線の本町駅（中央区）と併せて記載。

・四ツ橋駅（メトロ）は西区にあるが、心斎橋駅と連結しているため中央区に記載。
- ・京橋駅は、メトロ、京阪が都島区、JRは城東区に記載。

・鶴橋駅（JR）は天王寺区にあるが、生野区の鶴橋駅（メトロ、近鉄）と併せて生野区に記載。

健 発 1109 第 6 号
平成 30 年 11 月 9 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市市長} \\ \text{特別区区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

屋外分煙施設の技術的留意事項について (通知)

「健康増進法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。)については、7 月 25 日に公布されたところである。

改正法による改正後の健康増進法においては、一部の施設を除き、多数の者が利用する施設については原則屋内禁煙としているものの、屋外については禁煙等の措置は講じていないところである。一方で、屋外であっても、例えば駅前や商店街などの場所においては、望まない受動喫煙対策を講じる観点から、屋外の分煙施設を設置し、当該分煙施設内で喫煙をできることとする対策をとることが考えられるところである。

こうした屋外分煙施設を設置する際の技術的留意事項については、下記のとおりであるので、御了知の上、関係方面への周知等に御配慮をお願いしたい。

記

○ 人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないようにすること

<具体例>

- ① 壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖系の構造物の場合 (コンテナ型)
 - ・ 排気口は、天井近くの高い位置とし、人通りの少ない場所に向いていること
 - ・ 給気口 (出入口と兼ねることも考えられる) は、排気口の反対側に設置されていること
 - ② 壁で囲まれ、かつ天井が開放された構造物の場合 (パーティション型)
 - ・ 壁については、一定程度の高さ (2～3メートル程度) があること
 - ・ 出入口には、方向転換のためのクランクがあること (2回以上のクランクがあることが望ましい)
 - ・ 四方の壁の下部に、給気用の隙間 (10～20センチメートル程度) があること
- ※ 天井の一部を囲う場合には、天井に勾配をつけるとともに、壁と天井の間に人通りの少ない場所に向けた排気のための開口面があること

※ 付近の地面より高い位置に設置されることが望ましい

(注) 上記は具体例であり、分煙施設の設置場所の状況（周囲の人通りの多さ等）に応じて、分煙施設の周囲での望まない受動喫煙を防ぐための適切な措置を講ずること。

(注) なお、上記の技術的留意事項を満たさない屋外の分煙施設を設置することも可能である。

《参考》厚生労働省の示す基準

屋外分煙施設の技術的留意事項について（通知）【平成30年11月9日厚生労働省健康局長通知健発1109第6号】

◆屋外分煙施設を設置する際の技術的留意事項

○ 人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないようにすること

<具体例>

- ① 壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖系の構造物の場合（コンテナ型）
 - ・ 排気口は、天井近くの高い位置とし、人通りの少ない場所に向いていること
 - ・ 給気口（出入口と兼ねることも考えられる）は、排気口の反対側に設置されていること
- ② 壁で囲まれ、かつ天井が開放された構造物の場合（パーティション型）
 - ・ 壁については、一定程度の高さ（2～3メートル程度）があること
 - ・ 出入口には、方向転換のためのクランクがあること（2回以上のクランクがあることが望ましい）
 - ・ 四方の壁の下部に、給気用の隙間（10～20センチメートル程度）があること

※ 天井の一部を囲う場合には、天井に勾配をつけるとともに、壁と天井の間に人通りの少ない場所に向けた排気のための開口面があること

